

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【公表番号】特表2010-536837(P2010-536837A)

【公表日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-048

【出願番号】特願2010-521478(P2010-521478)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/337	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/427	(2006.01)
A 6 1 K	9/19	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/14	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/337	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/427	
A 6 1 K	9/19	
A 6 1 K	47/32	
A 6 1 K	47/20	
A 6 1 K	47/14	
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/18	
A 6 1 K	47/44	
A 6 1 K	9/48	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月19日(2011.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非晶質のタキサン、親水性担体および界面活性剤を含み、

前記タキサン、前記担体および前記界面活性剤が固体分散物の形態であり、

前記タキサンと前記担体との重量比が、2.5：97.5w/w～15：85w/wで

ある、

経口投与用固体医薬組成物。

【請求項 2】

前記非晶質のタキサンが溶媒留去方法または凍結乾燥により調製される、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

前記担体が、ポリビニルピロリドン (PVP)、ポリエチレングリコール (PEG)、ポリビニルアルコール (PVA)、クロスポビドン (PVP-CL)、ポリビニルピロリドン - ポリビニルアセテートコポリマー (PVP-PVA)、メチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、カルボキシメチルエチルセルロース、酢酸フタル酸セルロース、フタル酸ヒドロキシプロピルメチルセルロース、ポリアクリレート、ポリメタクリレート、糖類、ポリオールおよびそれらのポリマー、例えば、マンニトール、スクロース、ソルビトール、デキストロースおよびキトサンおよびシクロデキストリンから選択される、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

前記担体が、PVP-K17、PVP-K25、PVP-K30、PVP-K60、PVP-K90 および PVPK120 から選択される、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 5】

前記タキサンと前記担体との重量比が、2.5 : 97.5 w/w ~ 10 : 90 w/w である、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 6】

前記タキサンと前記担体との重量比が、5 : 95 w/w ~ 10 : 90 w/w である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記非晶質のタキサンが凍結乾燥によって調製される、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記非晶質のタキサンが、経口投与用カプセル内のタキサン溶液の凍結乾燥によって調製される、請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

1種または複数の他の薬学的に活性のある成分をさらに含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

1種または複数の他の薬学的に活性のある成分が CYPA4 阻害剤である、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記 CYPA4 阻害剤がリトナビルである、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

前記タキサンがドセタキセルである、請求項 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

治療で使用するための、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 14】

新生児疾患の治療に使用するための薬剤の調製における、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の組成物の使用。

【請求項 15】

タキサン、親水性担体および界面活性剤を溶媒に溶解し、ここで、前記タキサンと前記担体との重量比が、2.5 : 97.5 w/w ~ 15 : 85 w/w であるステップと、

溶液に凍結乾燥または溶媒留去方法を施し組成物を形成するステップとを含む、請求項 1 ~ 12 のいずれか一項に記載する組成物の調製方法。